## 単価契約仕様書

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

(担当:本田、吉井 電話 075-222-3529)

		(担当:本田、吉井 電話)	015-222-3529)	
61	不良な生活環境(ごみ	- 屋敷)を解消するための清掃等に係る物	刀品	
件名		一、パンツ、つなぎ等 令和7年度下半期		
	・ポリエステルヤッケ	•		
	_ (株)カジメイク 品	1番:2205 サイズ:M・L・LL	色:ネイビー	
	・ポリエステルパンツ	,		
	(株)カジメイク 品	a番:2206 サイズ:M・L・LL	色・ネイビー	
物品名	・ポリエステルつなぎ	• •		
ם או אוי		1番:2295 サイズ:M・L・LL	<b>ム・ラノ</b> ビー	
	マは同等品	i 番. Z Z B B - リイ A . M・L・LL	色, 本生	
	× * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
	・不織布つなぎ			
		::5000 サイズ:M・L・LL 又はF	可等品	
	・ポリエステルヤッケ	80枚		
予定数量	・ポリエステルパンツ	80枚		
」、た 数 里	・ポリエステルつなぎ	〕 20枚		
	・不織布つなぎ			
	1 339 17	H		
契約期間	令和7年10月1日以降の契約日 ~ 令和8年3月31日			
	1 発注及び納入方法		III and a line in the last	
	・ 本市担当者から、物品名、サイズ(M、L、LL)、数量、納入場所を指定し、随			
	時、電話もしくはファクシミリ連絡により発注する。 ・ 契約業者は、発注後15日以内に本市担当者から指示のあった納入場所(「2 納入場所」参照)に納品する。納品の際には、受領した本市職員に納品書へ			
	の納入確認印を求める。			
	2 履行場所(納入場所)			
	2 履行場所(納入場所	斤)		
	2 履行場所(納入場所 部署名	斤)   住所	電話番号	
	部署名	住所	電話番号 222-3529	
	部署名 保健福祉局	住所 中京区寺町通御池上る	電話番号 222-3529	
	部署名	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488		
	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内	222-3529	
±π ψη <b>⁄2</b> /μ	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488		
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1	222-3529 432-1208	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入	222-3529	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所 地域力推進室	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285	222-3529 432-1208 441-5040	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所 地域力推進室 左京区役所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入	222-3529 432-1208	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所 地域力推進室 左京区役所 地域力推進室	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所 地域力推進室 左京区役所 地域力推進室 中京区役所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285	222-3529 432-1208 441-5040	
契約条件	部署名保健福祉局保健福祉総務課 北区役所地域力推進室上京力推進室上域力推進室方推進所地域方推進所地域方性進河方推進京区投所地域方推進区役所地域力推進室中京大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001	
契約条件	部署名 保健福祉局 保健福祉総務課 北区役所 地域力推進室 上京区役所 地域力推進室 左京区役所 地域力推進室 中京区役所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 中京区西堀川通御池下る	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001	
契約条件	部署名保健福祉局保健福祉総務課 北区役所地域力推進室上京力推進室上域力推進室方推進所地域方推進所地域方性進河方推進京区投所地域方推進区役所地域力推進室中京大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 中京区西堀川通御池下る 西三坊川町 521	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001 812-2426	
契約条件	部署名保健福祉局保健福祉総務課 北区役所地域方推進室上域方及推進所地域区投推通区,推进京力推进所立,并不可以上,以下,地域区,并是下地域区,并是下地域区,并是下地域区,并是下地域区,并是下地域区,并是下地域区,并是一种域,所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 中京区西堀川通御池下る 西三坊川町 521	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001 812-2426	
契約条件	部署名保健福祉局保健福祉総務課  北区役加斯進河区为推進所地域方の推進所地域方の推進所地域方の推進所地域方の推進所地域方の推進所地域方の推進所地域方の推進所地域力推進所地域力推進所地域力推進所地域力推進所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 中京区西堀川通御池下る 西三坊川町 521 東山区清水五丁目 130-6	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001 812-2426 561-9104	
契約条件	部署名保健福祉総務課 化区役 作 化域 区 化 地域 区 为 区 为 区 为 区 为 区 为 区 为 区 为 区 为 区 推 所 连 地 京 力 区 推 货 连 所 室 中 域 山 及 推 货 连 则 工 没 推 货 连 则 工 没 推 货 连 则 工 没 推 货 连 则 工 没 推 货 连 则 工 没 推 货 正 地 对 区 推 资 正 地 对 区 推 资 正 地 对 区 推 资 正 地 对 区 推 所 室 山 科 区 役 所	住所 中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 北庁舎4階 福祉のまちづくり推進室内 北区紫野東御所田町 33-1 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 中京区西堀川通御池下る 西三坊川町 521 東山区清水五丁目 130-6	222-3529 432-1208 441-5040 702-1001 812-2426 561-9104	

## 2 履行場所(納入場所)続き

部署名	住所	電話番号
下京区役所	下京区西洞院通塩小路上る	371-7170
地域力推進室	東塩小路町 608-8	
南区役所	南区西九条南田町 1-3	681-3417
地域力推進室		
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	861-1264
地域力推進室		
西京区役所	西京区上桂森下町 25-1	381-7157
地域力推進室		
洛西支所	西京区大原野東境谷町	332-9185
地域力推進室	二丁目 1-2	
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39-2	611-1144
地域力推進室		
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3125
地域力推進室		
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6135
地域力推進室		

・納入場所の部署名、住所、電話番号に変更があった場合は、速やかに、本市から 受託業者に連絡する。

## 3 請求及び支払方法

- ・ 受託業者は1箇月ごとに納品数をとりまとめ、本市の指定する方法により、納品月の翌月15日までに、当該月の納品数について請求を行う。
- ・ 請求時には、納品先の受領印が押印された書類を添付すること。
- ・ 本市は請求があった日から30日以内に料金を支払うものとする。

## 4 その他

- ・ 予定数量は、過去の実績や予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅 な増減があった場合においても、本市は何ら補償を行わない。
- ・ 契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。
- (注) 本仕様について不明な点がある場合は、保健福祉総務課の指示に従うこと。